ヒアリング調査結果まとめ【幼稚園・保育所(園)】

保育所(園)① 保育所(園)② 【A 調査票ご記入者についてお聞きします】 問1 本調査票を記入されている方の職種と発達障害児者の支援に関わった経験年数をお答えくださ い。 · 管理職 (園長等) · 管理職 (園長等) · 10年以上 · 10年以上 【B 発達障害児者への支援について伺います】 問2 あなたの幼稚園・保育所(園)には、発達障害もしくはその可能性がある園児が在籍していますか。 診断を受けた園児が在籍 診断を受けた園児が在籍 コメント 療育センターで診断を受けている子が1名 3歳児に1名(18名在籍)、4歳児は0名(19名在 子ども総合センターで判定を受けた加配対象の 籍)、5歳児は1名(19名在籍) 子が1名 全員、子ども総合センターの判定を受けている 行動観察で加配対象になった子が6名 (田中ビネー) ※このアンケートの内容は、診断を受けている 保育所としては、加配が欲しいというより、発 子というよりも、加配対象児に対する連携や個 達年齢を知りたいため。 別の配慮が中心になっています。ご了承くださ 母親に了解をもらい、子ども総合センターに依 い。 頼し検査を実施してもらった。

【C 日常生活を支える「基本の手立て」について伺います(その① 特性の理解)】

問3 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児について「感じ方(感覚)」や「周りのことの理解の仕方」「自分の気持ちの表し方」など(以下「障害特性」と記載)にどのような特性があるか、専門職の人(医師、発達障害に関する専門機関の職員等)などが調べた結果を把握していますか。把握している場合、どのように障害特性を把握していますか。

把握している

- ・行動観察
- ・ご本人及び関係者への聞き取り
- ・関係基幹からの情報の引継ぎ

把握している

- 行動観察
- ・ご本人及び関係者への聞き取り
- ・関係基幹からの情報の引継ぎ

コメント

_

関係基幹からの情報の引継ぎについて、関係機 関からの意見書。療育センターなどは手紙が届 く。

問4 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児について心理学的な 検査を行い、支援に活用していますか。行っている、もしくは支援に活用している場合、どのような検査を 活用していますか。

検査を行っている

- MSPA
- ・田中ビネー検査
- ・幼児発達基準表
- · 乳幼児社会性発達調査票
- ·SDQ

直接行っていないが、検査結果を活用している

- ・田中ビネー検査
- · 遠城寺式乳幼児発達検査

【D 日常生活を支える「基本の手立て」について伺います(その② 日常生活について)】

問5 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児が日常生活を送る上で、特別に配慮が必要な障害特性について、具体的に把握していますか。把握している場合、どのように障害特性を把握していますか。

把握している

- ・行動観察
- ・ご本人及び関係者への聞き取り
- ・関係機関からの情報の引継ぎ

把握している

- 行動観察
- ・ご本人及び関係者への聞き取り
- ・関係機関からの情報の引継ぎ

コメント

関係機関からの情報の引継ぎについて、ひまわり学園短時間通園に行っている子は、連絡会があります。

- ・ひまわり学園の巡回指導
- ・療育センター、地域支援室
- ・子ども総合センター
- ・市が行っている行動観察

問6 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児が日常生活を送る上で、特別に配慮が必要な障害特性に対して、何らかの「手立て」を行っていますか。

- ・スケジュール等で予定を示す
- ・予定変更時、事前に確認する
- ・コミュニケーションカードなどで意思疎通
- ・何をする場所かわかりやすくする
- ・日常生活などの手順表を作る
- ・作業区分、目標達成状況の確認
- ・メモを取り、都度見返す
- ・カームダウンエリア
- ・得意なことに集中する
- ・共同作業や人への伝え方などの練習

- ・スケジュール等で予定を示す
- ・予定変更時、事前に確認する
- ・何をする場所かわかりやすくする
- ・日常生活などの手順表を作る

保育所(園)①

保育所(園)②

副問6-2 日常生活上の「手立て」を講じるにあたり、ツール(道具や用紙など)を使っていますか。使っている場合、主にどのようなツールを使っていますか。

- ・コミュニケーションカード
- ・筆談用紙
- ・スケジュールボード等
- ・タイムタイマー

- ・コミュニケーションカード
- ・スケジュールボード等
- ・タイムタイマー

副問6-3 日常生活上の「手立て」を講じるうえで、難しいと感じることがありますか。ある場合、どのようなことに難しさを感じますか。

・(その他)個別に関わりたいが、十分な人員と時間が確保できない

・(その他)支援がうまくいっているか否かの判断基準が曖昧

コメント

_

何となくうまくいっていると思うが、例えばある子は写真の方がよかった、しかし、別の子は 絵の方がよかった、といったように子どもの特性により異なっているため、何が効果的かは はっきりしない。

【D 日常生活を支える「基本の手立て」について伺います(その③ 支援体制について)】

問7 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児が日常生活を送るうえで必要な「手立て」について、医療・福祉・教育・雇用(労働)など関係機関と連携して取り組んだことがありますか。

取り組んだことがある

取り組んだことがある

コメント

問5で回答した機関で、ひまわり学園巡回、療育センター地域支援、市の行動観察は、直接集団生活を見て頂いていますので、今取り組んでいる関りでよいか(例えば、パーテーションで視覚刺激を少なして、集中できるようにしている。座り方が安定しない子は、背当てを置いて地に足が付きやすいようにする、言葉だけの説明や一斉の指示では難しい子には、個別に視覚的に伝える等)を確認したり、アドバイスを受けたりしています。また、小学校には保護者のア解を得た上で、引き継ぐようにしています。そして、園医の先生には、内科検診の際に具体的な関りのアドバイスを受けたり、保護者へのアプローチの仕方を聞いたりしています。

- ・療育センターの地域支援室との連携
- ・年2回の園医健診での医師からの助言。
- ・保育課が毎年春実施する「気になる子どもの調査」では、保護者の同意は必要なし。ここで保育課や心理の先生に来てもらう。
- ・保育課の行動観察では、保護者の同意が必要 だが、同じように保育課から来てもらい、加配 の判断なども受ける。

問8 専門機関(病院、総合療育センター、発達障害者支援センターつばさ、障害者基幹相談支援センター、子ども総合センター等)から、助言や指導を受けていますか。

受けている

受けている

コメント

療育センター、地域支援室、ひまわり学園、行動観察、子ども総合センター、戎子どもクリニックなどです。

療育支援センター

保育所(園)②

問9 発達障害もしくはその可能性のある園児を支援する上で、困ったときに頼れる相談相手はいますか。いる場合、主な相談相手は誰ですか。

- ・医師
- ・発達障害に関する専門機関の職員
- ・幼稚園・保育所(園)の教員
- ・ご本人の家族

- ・医師
- ・発達障害に関する専門機関の職員
- ・その他 (保育課アドバイザーの先生)

コメント

幼稚園・保育所(園)の教員は、園医の先生です。療育センターももちろんですが、ひまわり学園の短時間通園に通っている子に関しては、連絡会や巡回訪問もありますので連携がとりやすいです。自園でケース会議を開いたり、系列園とも連携しています。

- ・園医の医師、先生のコメントが保護者に伝えると、保護者も納得してくれる
- ・療育センターも相談者である
- ・保育課のアドバイザーもよき相談者
- ・また、教員の意見を聞きたいと思うこともあるので(知的に気になる子など)、特別支援教育センターの早期巡回相談も利用(保護者の同意必要なし)

問10 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児を支援するための個別の教育支援計画は作成されていますか。

作成されている

作成されている

コメント

当園独自の計画用紙です。月のねらい、週のねらいと関わりのポイント、最後に評価反省を記入します。

直営だけと思うが、保育所独自の個別支援計画 書はある。直営以外も独自の個別支援計画はあ ると思う。

副問10-1 作成された計画について、定期的に取り組みの結果を振り返り、その成果や課題を踏まえて内容の見直しをしていますか。また、ご本人やそのご家族は、ご自身の計画の作成やその見直し作業に参加して、意見や要望を直接伝えていますか。

- ・見直しあり
- ・参画等なし

- ・見直しあり
- ・参画等あり

問11 あなたの幼稚園・保育所(園)では、発達障害もしくはその可能性のある園児の支援に専門的な手法を取り入れていますか。取り入れている場合、どのような手法を取り入れていますか。取り入れていない場合は、今後の予定を教えてください。

取り入れている

- · TEACCH®
- ・応用行動分析学
- · PECS®
- \cdot SST

取り入れていない

(取り入れたいが、やり方が分からない)

コメント

- ・研修があれば受けたい職員は多いと思う。
- ・障害児保育研修(初任者)があったり、発達障害児支援研修がある。発達障害児支援研修は自分たちの動きをビデオで録画し、それを専門職の先生に観てもらいアドバイスをもらうもの。とても勉強になり、実践的である。
- ・保育士は保育の専門家であり療育の専門家で はないが、発達障害児の支援ができることは、 結果として保育の改善にはなると思う。

【最後に発達障害者支援に関するご意見・ご要望などがあればお願いします】

- ・明らかに支援が必要な子が増え、加えて、グレーゾーンと呼ばれる子も増えています。できれば、個別、小集団で関わりたいところですが、配置基準通りの保育士の人数では難しいのが現状です。
- |・今後も支援を継続するにあたって、保育士と してどこまで、何を中心に支援をしてよいのか ということに若い職員は悩んでいます。療育の 専門的手法を取り入れるとなると、保育の中で 実践するためには様々な分野を習得することが 必要になることで、保育以外の時間を費やさな くてはなりません。(結果、保育に不可欠なも のだと思いますが。)保育の在り方も多様化し ているので、日々知識を増やしていかなければ ならないことを痛感しています。さらに困難さ を抱えている子どもだけでなく、対応が難しい 保護者も増えてきていることも踏まえて大人へ の支援方法のスキルも磨かなくてはなりませ ん。今後は「保育所」の立ち位置も変化してく るので、その波に取り残されないように頑張っ ていきたいと思います。